記者発表資料

平成２６年　２月１８日
北上川下流河川事務所

がんばろう！東北

河川敷に悪質な不法投棄（タイヤ９本）を発見
～警察に通報し現地立会　注意看板を設置～

2月17日(月)13時50分頃、登米市中田町浅水字水越玉山地先の北上川右岸河川敷に、タイヤ9本の投棄を河川巡視員が確認し、佐沼警察署に通報し、17日14時20分より警察と現地立会を実施しました。

2月18日(火)15時30分に注意喚起看板の設置を行います。

不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

①発見日時　２月１７日（月）13時50分頃
（米谷出張所河川巡視員が発見）

②発見場所　登米市中田町浅水字水越玉山地先（北上川右岸河川敷）

③投棄状況　タイヤ９本

④現地立会　佐沼警察署　２月１７日（月）14時20分に実施

⑤注意喚起看板設置　２月１８日（火）15時30分より

⑥そ の 他　２月１３日（木）での前回巡視では確認されてません。

●罰則については、以下のとおりです

・河川法では、３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、５年以下の懲役又は１千万円以下の罰金（法人等の場合は３億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

北上川下流河川事務所記者発表についてはホームページでご覧になれます。
ホームページアドレス【http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu//】

※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流河川事務所

石巻市蛇田字新下沼８０
電話　０２２５－９５－０１９４（代表）

技術副所長　佐藤　正明　（内線２０５）
管理課長　斎藤　巧　（内線３３１）

不法投棄位置図・状況写真

北上川右岸
河口部から34．8km付近

不法投棄状況

警察立会状況

注意喚起看板を設置

不法投棄禁止

河川区域にゴミを捨てる行為は、法律に違反します。
速やかに撤去して下さい。

＊米谷出張所では、当該地域に不法投棄が多発していることから、佐沼警察署に通報し、合同で現地実況見分を行い記者発表しました。

国土交通省　東北地方整備局
北上川下流河川事務所
米谷出張所
TEL:0220-42-2211

宮城県佐沼警察署
中田交番
TEL:0220-34-2134